自治体の紹介



▶人口: 121,842人(平成27年4月現在)

▶面積:383.03km²

無線で住民情報にアクセスする窓口サービス など、革新的な取組みを続けている会津若松市。 番号制度に対しても、職員の増員やコンビニ交付 サービスの拡充などで対応の具体化が進んでいる。

会津若松市における「市民課」業務に関する 社会保障・税番号制度導入の取組みについて

会津若松市市民部市民課主查 伊藤 文徳

1 庁内の番号制度導入体制について

番号制度導入に向けて、会津若松市では業務ごと に関係各課の役割分担を行い各々が連携することで 対応を進めています。このため、新たに対応が必要 な事案が発生した場合については、番号制度の全体 調整を行う情報政策課が中心となり関係各課の協力 により事務を進めています。

今回は、「市民課」業務を中心に現時点での番号 制度の準備状況をまとめましたので、皆さんと情報 の共有ができればと考えています。

2 市民課の番号制度導入体制について

市民課における番号制度の担当業務は、大きく分 けて①個人番号の付番と住民への番号通知、②個人 番号カードの交付事務の2点であります。この二つ の事務を実施するにあたり、市民課職員(住基・戸 籍・総務の各グループ選抜職員)のみで構成する「番 号制度検討チーム」を平成26年10月に設置し、週1 回のペースで事務調整を行っています。

具体的な内容としては、「通知カード返戻分の対 応」や「システム改修の対応」「個人番号カード交 付時の窓口の対応」「個人番号カード交付の目標設 定」「窓口レイアウトの変更」など、27年4月の時 点で計20回の調整を実施しています。

特に、「通知カード返戻分の対応」と「個人番号カー ドの交付」に関する事務は、大幅な作業の増加が予 想されるため、27年4月から職員を2名増員し、準 備体制を強化していきます。今年10月時点ではさら に職員を4名増員し、合計6名の増員体制で事務を 行う予定です。

3 証明書等コンビニ交付サービスの継続について

本市は平成23年2月から住基カードを利用したコ ンビニ交付サービスを開始しています。27年3月末 時点で、10人に一人が住基カードを取得しています。 あわせて、コンビニ交付サービスの利用率は市全体 の証明書交付件数の約8.7%を占めており、多くの 市民にサービスを利用していただいています。

現在の住基カードによるコンビニ交付は条例制定 によるAP方式を採用していますが、個人番号カー ドでもコンビニ交付の継続を予定しており、その際 のシステム方式は利用者電子証明書(JPKI方式) を採用します。これは、費用対効果の点でAP方式 の継続も検討しましたが、全国的なカードの流動性 や利便性を考えた場合、将来を見据えてJPKI方式 を選定すべきという判断によるものです。

4 個人番号カードでコンビニ交付サービス

・市役所窓口でのコンビニ交付サービス(実証実験) 現在、本市の窓口では、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から提供されているICカード標準システムの広域交付システム「窓口交付機能」を応用し、市民が市の窓口に設置した専用のタッチパネル端末機から住基カードを利用して、コンビニ交付サービスと同様の操作で証明書の交付が受けられる全国で唯一のサービスを提供しています。

今後は、このサービスが個人番号カードに搭載されるJPKI方式で実装可能かどうかを研究する必要があります。J-LIS研究開発部様のご支援とご協力をいただきながら、早い段階で実証実験を行っていきたいと考えています。

・本籍地自治体での戸籍証明書交付機能について

戸籍証明書の新たなメリットとして、個人番号カードのJPKI方式を採用したコンビニ交付を提供する自治体(例:A市)の住民であれば、本籍地の自治体(例:会津若松市)が戸籍証明書のコンビニ交付サービスを導入していることを条件に、お住まいの自治体(例:A市)が戸籍証明書のコンビニ交付サービスを提供していなくても、最寄のコンビニ店舗で戸籍証明書の交付を受けることができます。

このサービスを個人番号カード交付開始後、早期 に開始できるよう、法務局との調整やシステム改修 作業などを行っています。会津若松市に本籍がある 方は、きっとふるさと会津に対し深い思い入れがあ ると思います。例えば「ふるさと納税」とのコラボ レーションなどで本市との結び付きをさらに深める ことにつなげていきたいと考えています。

5 個人番号カード交付事務について

・目標値の設定

国は、平成28年3月までの全国での個人番号カードの交付目標を1,000万枚に設定しましたが、本市では市民課の番号制度検討チームにおいて、国の目

標値と本市の状況 (住基カードの既交付数14,000枚・交付率11%)を勘案し独自の目標値を設定しました。 具体的には、初年度 (28年3月末) に約3,000枚交付することを前提に職員数の増員や交付機器類の増設を決定しました。これは、本市が23年にコンビニ交付サービスを開始した際、住基カードを無料交付した結果などから設定したものですが、当然ながら国が示した値を最終的な目標に据えています。

・具体的な交付方法の検討

個人番号カードの交付方法については、総務省から「①交付時来庁方式、②申請時来庁方式、③被災者・DV来庁方式、④勤務先企業等による一括申請方式、⑤勤務先企業等に職員が出向き一括申請受付方式」の五つの方法が示されています。

市民課の番号制度検討チームでそれぞれの交付方法について検討を重ねた結果、27年度の対応として、「①交付時来庁方式」と「④勤務先企業等による一括申請方式」の方式を中心に、状況に応じて他の方式も柔軟に対応することにしています。

6 最後に

昨今、住民関係の窓口業務においては、ICT関連の活用にスピード感が加速しているように感じています。特に本市では、全国初の取組みとして、住民情報にWi-Fiとタブレット端末でアクセスする「簡単ゆびナビ窓口事業」を展開しているなどの状況から、高度なセキュリティを確保しながら電子機器を活用した窓口事務を行う必要があります。

番号制度の対応においては、各自治体で共通する様々な課題があるはずです。一つ一つの課題を共有することで必ず解決策が導き出されると思います。皆で協力して円滑な制度の導入を目指していきましょう。何か不明な点がありましたら連絡をいただければと思います。

きっと我々も同じ課題に直面しているはずです。

担当:会津若松市市民部市民課 伊藤 文徳

TEL: 0242-39-1216

E-mail: bun@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp